## 村上市空き家等対策計画についての意見一覧

章	ページ	行	意見内容	事務局案	委員会案
第2章	6ページ (3)		・村上市の人口・世帯数、またそれぞれの推移・推移予測も記載したらどうか。 地区ごとに分けたデータもあるとなお良いと思う。	・意見のとおり、村上市の人口・世帯数、またそれぞれの推移 や推移予測を標記したほうが、村上市の現状がより把握できる と考えますので、意見のとおり修正いたします。	
第2章	7ページ 7ページ	最終行 2行目	・「×活用が難しい」とは、いわゆる特定空家等にあたるものかどうか分かりづらい。 ・周囲に被害を与えるものなのかどうか「廃屋」ではイメージがわかない。	・平成23年度に行った空家状況調査は、「十分に活用できる・ 判断が難しい・活用が難しい」の内容で調査しており、この結 果については、公表されていますので修正等は行いません。 ・また、「廃屋」ではイメージがわかないとのことですが、こ の表現についても上記同様と考えますので修正等は行いません。今後、特定空家等にあたるものかどうかについては、判断 基準マニュアルを作成した後、調整会議等に諮ってからでない と、正式な特定空家の分類には出来ません。	
第2章	19ページ		・空き家バンクの今までの成果、買った人の年齢層等の情報等 を公開することについては、どう考えるか。	・意見のとおり、購入者の年齢層及び購入者の都道府県の情報 等を記載して行きたいと考えます。	
第2章	23ページ(2)3		・現状の空き家バンクにおいて、そもそも村上市に住みたくなるような情報を提供できているか。「住んでみたい町村上市」をアピールできているか。 また、村上に住みたい若者がいた場合に村上にはどのような仕事があるか、もともと手に職がある人達を移住してもらうために、何かアピールできる施策(今後、推進予定の施策を含めて)があれば記載し、はっきりさせておくのがいいと考える。	村上市をもっとアピールできるような施策について、頂いた ご意見を参考に関係各課と調整を図りながら、本計画で標記し	
第3章	20 ページ ~ 27 ページ		・20ページ以降「空家発生予防」の観点から取組むことと、「空家が発生した後の対応」とはっきり分けたほうがわかりやすいのではないか。	・他の委員の方々の意見も聴きながら検討します。	
第3章	21 ページ 3	28 行目 29 行目	・資料の前段で、山北・神林・朝日地区の空家で×のものが多いというデータが出ているのに、なぜ空家等の解体を前提としないのか、理由が記載されていないので、唐突感がある。	・意見のとおり、理由が記載されていないので、理由等を追記いたします。 理由とすれば、あくまでも個人の財産であることが前提でありますので、個人に適切な管理をしていただくよう指導等を促して行く事が当然のことだと考えております。しかしながら、所有者が適切な管理をせず、市民の生命、身体又は財産へ危険が及ぶと判断され、市で危険回避の措置を行わなくてはい場合においても、費用の回収が見込まれるかどうかを判断しなくてはいけませんので、その観点から公益性に基づく危険排除のために必要最小限の範囲で行うとの表現にしています。	

章	ページ	行	意見内容	事務局案	委員会案
			・村上市は、空家の建物解体費用の補助金等は無いとしても、 改修費補助、残された家財道具を処分する費用を補助する等の 制度も無いのか。あれば、記載してはどうか。	・現在、空家に対しての村上市独自の補助制度は在りません。 今後、管理不全な空家を減少させていく施策の1つとして、 市独自の補助制度を検討しなくてはいけないと考え、23ペー ジの「5.管理不全な空家等の発生予防」の2行目に「空家等 の利活用を促すとともに、活用できない空家等の除却の推進を 図るため、期間を定めた補助金制度の創設や国の事業等につい て検討します。」と明記してあります。	
				・意見のとおり、「成果のあるものに対しては、結果を踏まえて対策を進めていく」と言った表現に修正したほうが良いと考えます。	
第2章	5ページ (2)		・「新潟県の現状」で空き家数の単位が誤りではないか。	・意見のとおりです。 13,200戸と記載されておりますが、132,200戸 の間違いです。後ほど修正いたします。	
第2章	9ページ (3)		・「空家等の利活用促進の問題」の2行目の文書で、「売買契約 のみで運営していることあり」と書かれているが、日本語がお かしいのではないか。	・意見のとおりです。 「売買契約のみで運営していることもあり、」に修正させて頂 きます。	